

【ヒアリング回答資料】 第3回スクラップヤード環境対策技術検討会

2026年 9月15日
一般社団法人電池サプライチェーン協議会

一般社団法人電池サプライチェーン協議会(BASC) 概要

設立年度

2021年4月

設立主旨

電池サプライチェーン（資源・部素材・設備・蓄電池・リサイクル）を持続可能なかたちで発展させることで、日本、そして世界の電池産業に貢献することを目指す

会員構成



電池メーカー、部素材メーカー、
資源商社、リサイクラー、設備
メーカー、金融・IT 等

※ 国内に主要な拠点を持つ企業

会員数



252社

(2026年6月 現在)

目的



1. 政策提言
2. 国際ルールへの意見具申

1. 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について

- ①現場での実情
- ②不適正な事業者を是正するために特に重要な措置

2. 「完成品の製造工程」「再生原料」について

- ①現場での実情
- ②不適正な事業者を是正するために特に重要な措置

3. その他、明確化すべき事項や考え方など

1. 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について

①現場での実情（保管） ※要適物品の対象が定まっていないため「リチウムイオン蓄電池」「ニッケル水素電池」を想定した回答

- リチウムイオン蓄電池内の電解液は危険物に該当、指定数量以上を保管する場合には届出が行われた屋内外施設にて保管
- 消防法改正を受け、「耐火性収納箱」を用いた一般倉庫での保管も行われている
- ニッケル水素電池内の電解液は危険物非該当のため一般倉庫にて保管
- 混在電池（搭載機器含む）の場合、リチウムイオン蓄電池の混入割合や電解液量の把握が難しいため消防法における規制が曖昧な状況

保管

【製造工程不良品】

- ・ 絶縁処置が施されたうえで専用ケースやドラム缶荷姿で引渡し
- ・ 1Lotで引渡される量が多いため、リチウムイオン蓄電池においては消防法上の危険物貯蔵所にて保管

【使用済製品（車載／定置）】

- ・ 絶縁処置が施されたうえでパレットなどに固定された状態で引渡し（容器収納されないケースがほとんど）
- ・ 帯電した状態で引渡されるため、水濡れによる漏電防止のため屋内保管が原則
- ・ 段積みによる圧壊／発火があるため平置きを原則（段積み時にはラック活用）
- ・ 危険物貯蔵所にて保管されているケースに加え、近年は「耐火性収納箱」の活用も行われている

【使用済製品（民生）】

- ・ 金属容器、フレコンバック、段ボール箱等に収納された状態で引渡し
- ・ 電池種別に選別されていない「混在電池」が存在
- ・ 混在電池は電解液量の把握が難しく、市町村条例に基準や運用が委ねられている（ローカルルール）



①現場での実情（再生） ※要適物品の対象が定まっていないため「リチウムイオン蓄電池」「ニッケル水素電池」を想定した回答

- 電解液の無害化を目的に「熱処理」を行ったうえで金属資源回収（再資源化）するプロセスが一般的
- 再生事業者の多くは「バッチ式」の熱処理設備を採用
- 熱処理方式は「焼却」「真空加熱」「熱分解(炭化)」「乾燥」など様々、廃掃法では処理方式ごとに設備構造／処理技術／維持管理の基準が設定

【一般的な処理プロセス】 括弧：事業者によって実施有無が分かれる行為

①リチウムイオン蓄電池：（分解）→ 仕分け※1 → （放電）→ 熱処理 → 破碎選別 → 金属資源回収(BM含む) → 資源として売却※2

②ニッケル水素電池：（分解）→ （放電）→ 熱処理 → 資源として売却※3

③混在電池：仕分け※4 → ①②のプロセスへ

※1：正極材種別

※2：BMに限っては国内製精錬が事業化に至っていないため海外へ輸出

※3：主に国内ステンレス原料向け

※4：電池種別

再生

【廃掃法と大防法の違い】

	廃棄物処理法	大気汚染防止法
目的	廃棄物の適正処理（保管・運搬・処分）を通じて生活環境を保全	工場や事業場から発生する「ばい煙」「有害物質」などを規制することで大気汚染を防止
対象	処理施設、処理業者	ばい煙発生施設から排出される排ガス
規制	設備構造、ばいじん等の適正処理を規制	排ガスの成分や濃度に基準値を定め規制 ※フッ化水素ガスは特定業種に対してのみ規制



②不適正な事業者を是正するために特に重要な措置

- ✓ 基準の明確化（ガイドライン）
- ✓ 遵守状況の確認

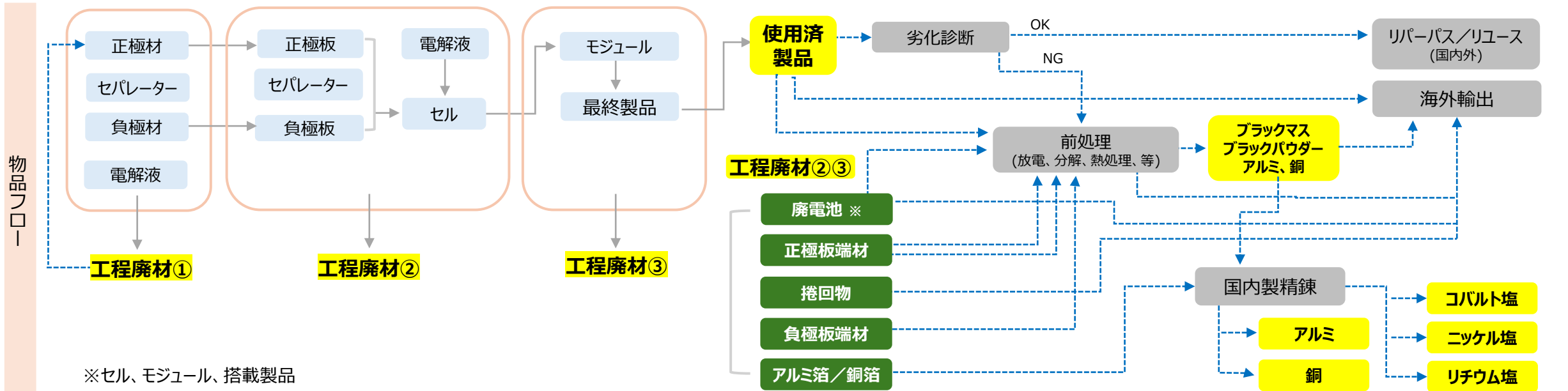
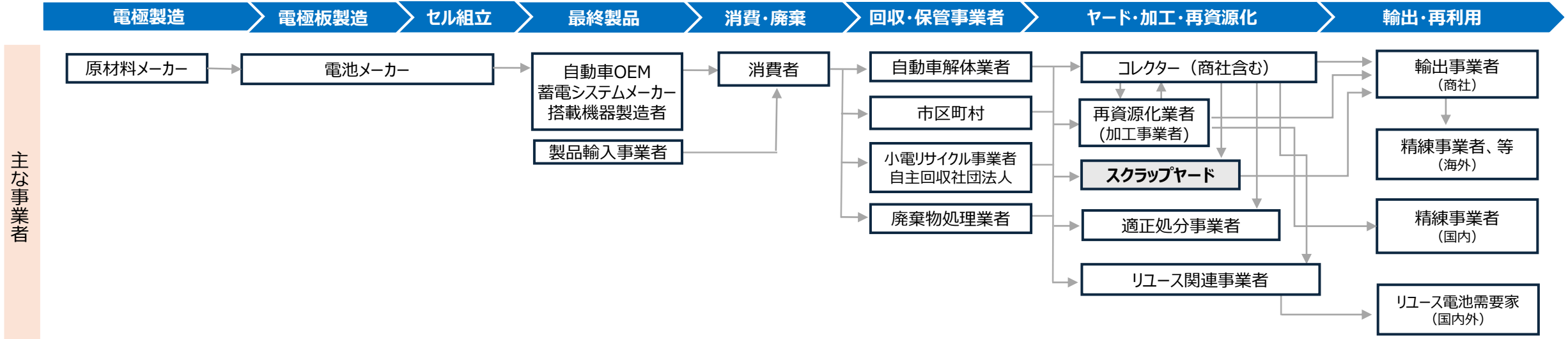
＜改正廃棄物処理法 第2条第9項＞

使用済金属・プラスチック物品※であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するもの。

※使用済金属・プラスチック物品：使用を終了し、収集された物品で、その全部またはプラスチックからなるもの

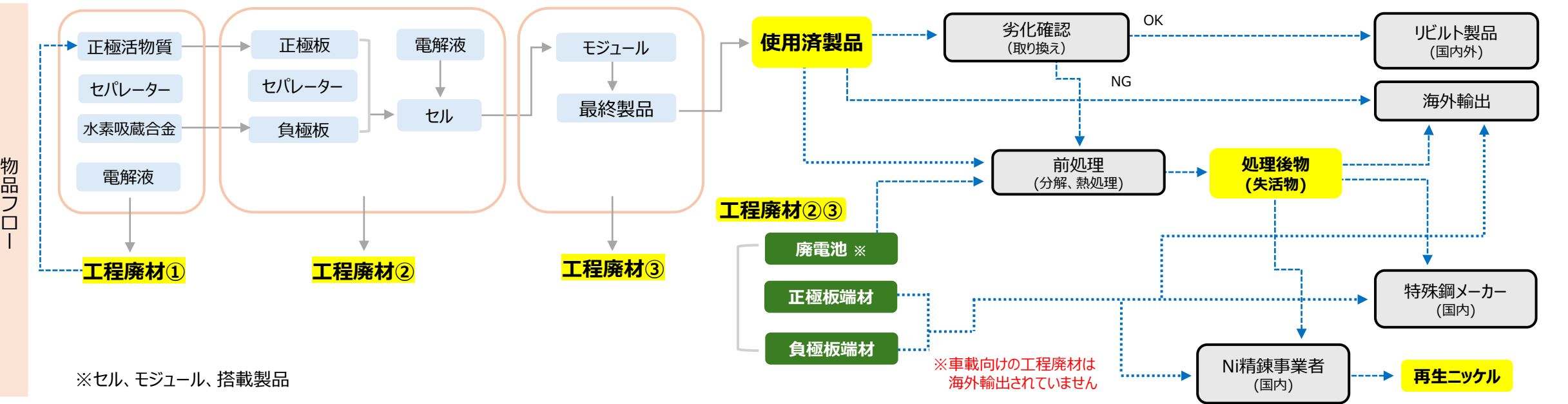
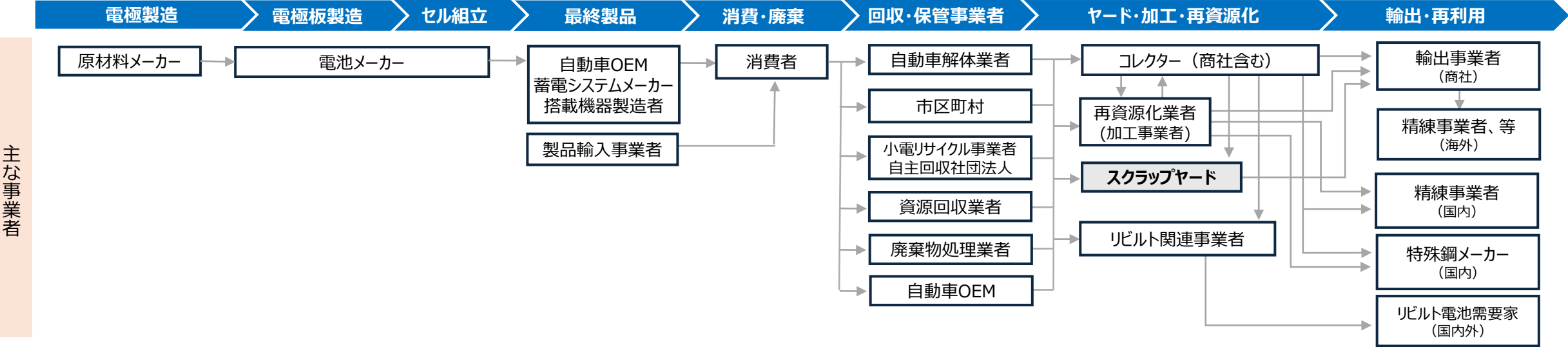
2. 「完成品の製造工程」「再生原料」について

①現場での実情 (リチウムイオン蓄電池)



2. 「完成品の製造工程」「再生原料」について

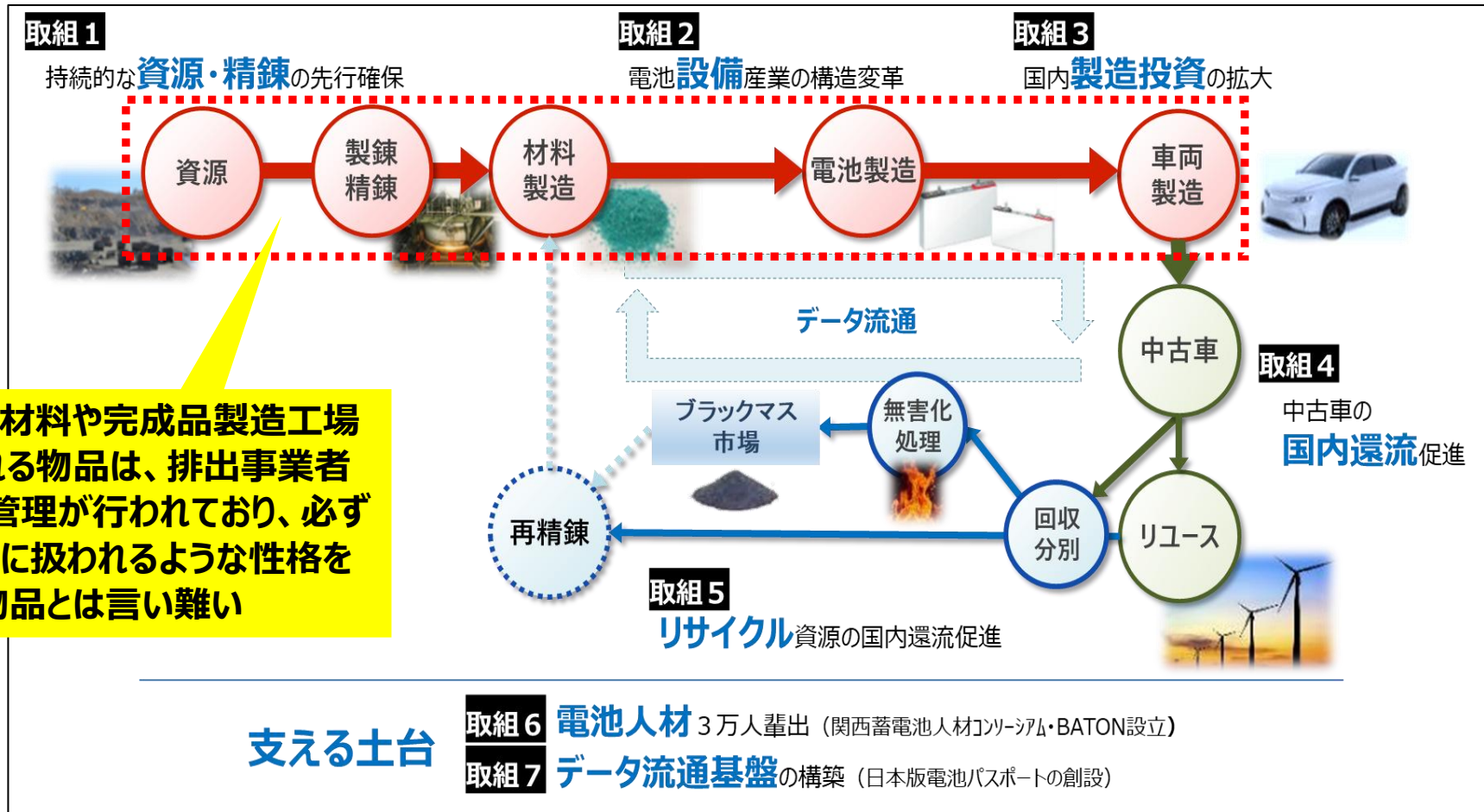
①現場での実情（ニッケル水素電池）



2. 「完成品の製造工程」「再生原料」について

②特に重要となる考慮事項

✓ 要適物品の対象範囲と対象物



✓ 不適正ラインの明確化

⇒ 線引きが曖昧にならないようにする必要あり

✓ 排出事業者責任について

⇒ 廃棄物には排出事業者責任が適用されるが要適物品には適用される？

✓ 適正事業者へ流通されているエビデンス

⇒ どうやって管理？ マニフェストのような運用を想定？ 不適正な事業者の是正が目的のためエビデンスは要求しない？

✓ 廃掃法改正はあくまで不適正事業者の是正施策

⇒ 国内資源循環を企図するならば、国際競争力がある形で循環推進していくための全体シナリオとセットで議論要

✓ 関連法令との整合および実効性ある運用の確保

⇒ 廃掃法の改正だけでなく、関連法規遵守状況の管理を強化することも不適正な事業者の是正一案